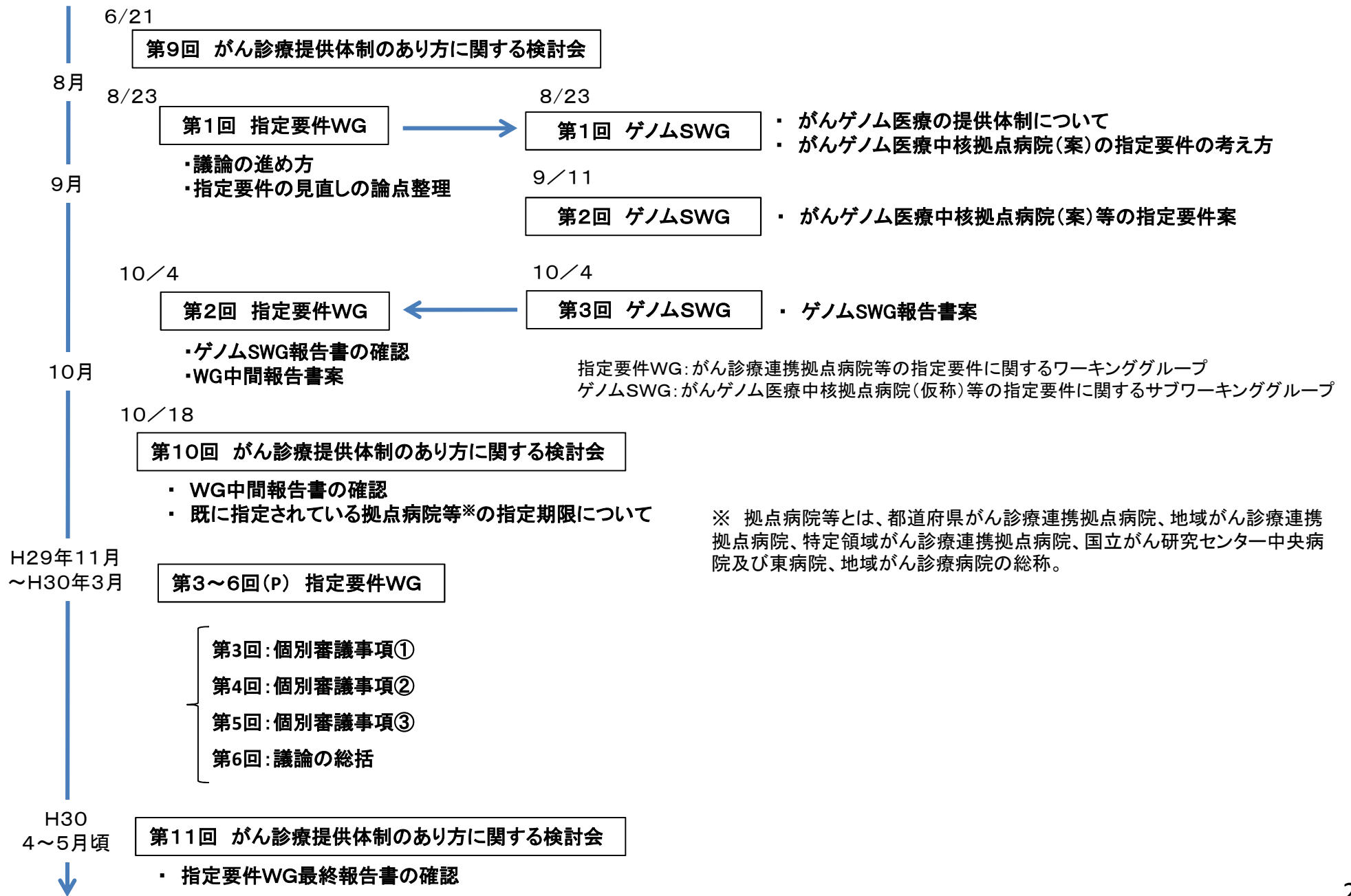


厚生労働省健康局
第10回がん診療提供体制の
あり方に関する検討会
(平成29年10月18日)

既指定のがん診療連携拠点病院等の 指定期限について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

ワーキンググループの議論の進め方



既指定のがん診療連携拠点病院等の指定期限について

問題点

- 現在、「がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ(WG)」において、新たな整備指針(新指針)について検討中であり、平成30年度初頭まで議論される見込みである。
- 一方、現在の整備指針(現指針)での指定期限が平成30年度内に迎える施設や平成32年度以降に迎える予定の施設も複数ある。
- 平成31年4月の段階で現指針と新指針で指定された拠点病院が混在する状況となり、医療提供体制や医療安全等について拠点病院間の差が生じる可能性がある。



論点

- 既指定のがん診療連携拠点病院等の指定期限について、拠点病院間の質の格差が生じないように、延長や短縮について検討いただきたい。

現行の整備指針の記載内容

Ⅷ 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

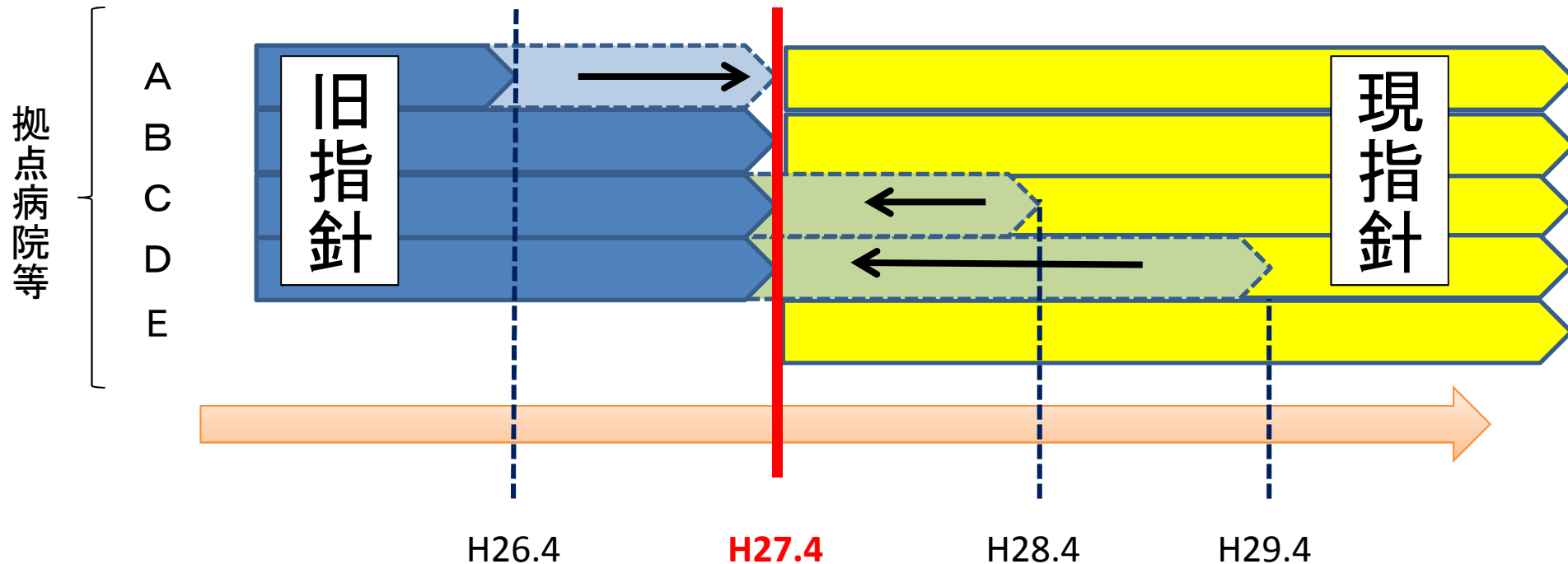
1 既にがん診療連携拠点病院の指定を受けている医療機関の取扱いについて

(1) 本指針の施行日(平成26年1月10日)の時点で、旧通知の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(以下「旧指針」という。)に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けている医療機関(以下「既指定病院」という。)にあつては、平成27年3月末日までの間に限り、この指針で定めるがん診療連携拠点病院として指定を受けているものとみなす。

(中略)

また、旧指針に基づき平成28年3月または平成29年3月まで指定を受けている既指定病院にあつても、指定の有効期間は平成27年3月末日までとする。

H26年整備指針改定時の取扱いについて
 (第9回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会資料2より改変)



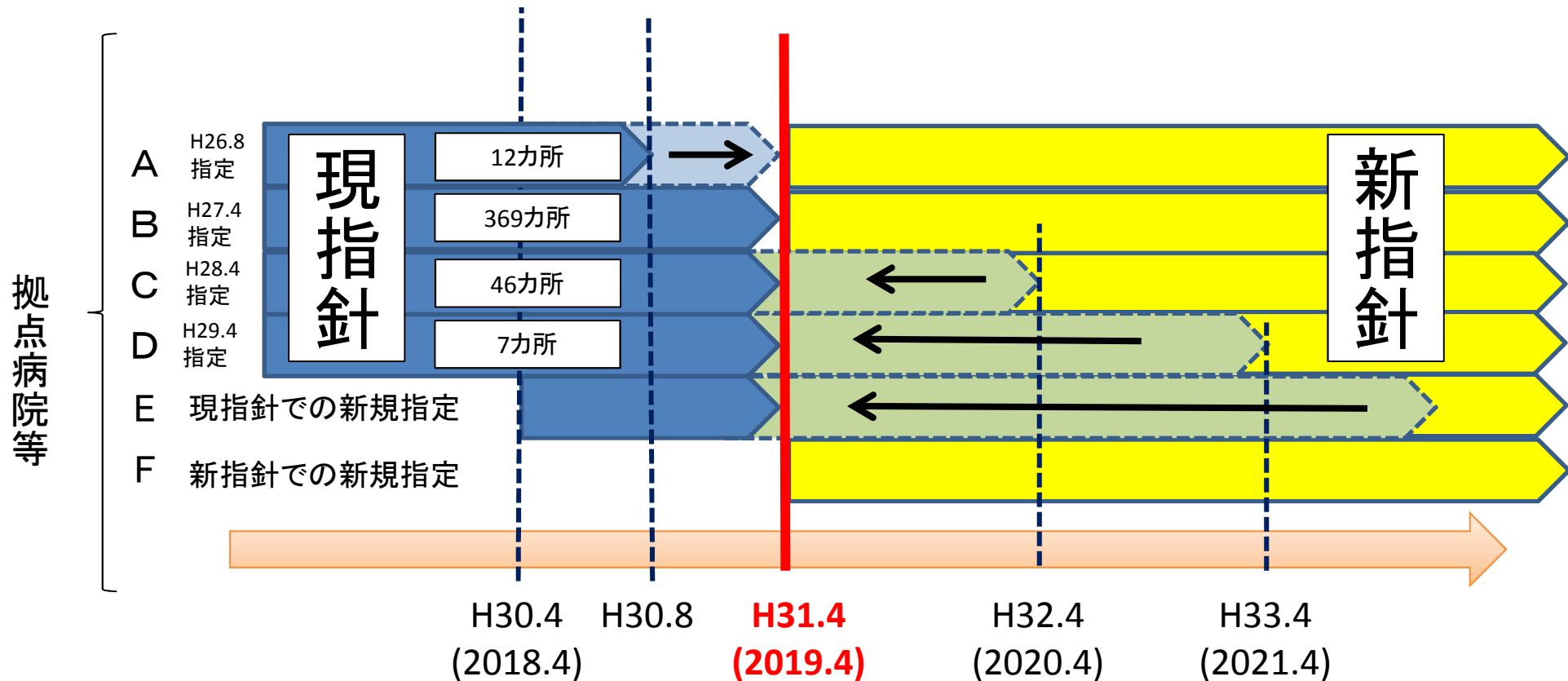
平成26年1月に現行の指針が施行された。

A: 平成26年4月が更新期限の拠点病院等は、更新日を延長し、平成27年度に新指針で更新を検討した。

B,C及びD: 平成27年4月、平成28年4月、平成29年4月が更新期限であった病院については指定期間を平成27年3月末までとし、更新について検討を行った。

E: 平成27年4月指定の病院については現行の指針にて指定を行った。

既指定の拠点病院の整備指針改定時の取扱いについて（案）



- A: 平成30(2018)年8月が更新期限の拠点病院等は、更新日を延長し、平成31年度に新指針で更新を検討する。
- B,C及びD: 平成31(2019)年3月、32(2020)年3月、33(2021)年3月末が更新期限の拠点病院等は平成31(2019)年3月末までを指定期限とし、平成31(2019)年4月より新指針にて指定更新の検討を行う。
- E: 平成30(2018)年4月についても、現行の指針にて新規指定を行う。
ただし、空白の二次医療圏がありながら、既に拠点病院がある医療圏に新規推薦を行う都道府県においては空白医療圏の解消への対策について具体的な説明を求める。
- F: 平成31(2019)年4月より、現在議論が行われている新しい整備指針での新規指定を行う予定とする。
- ※診療従事者配置等はWGの議論によっては経過措置期間を設け、平成32(2020)年以降の現況報告にて確認。